



平成28年度の通報概要

東京都では、巧妙化する悪質商法の手口や、被害の状況などの情報をいち早く収集するため、ホームページ上に「悪質事業者通報サイト」を平成25年5月に開設しました。

平成28年度は325件の情報をお寄せいただき、開設以降、通算通報件数1,100件となりました。その情報は、早期の事業者処分や指導、類似の手口による被害の防止に向けた都民への情報提供など、様々な取組につながっています。今後も、皆様からの情報提供をお待ちしております。

通報の特徴

○パソコンやスマートフォンで手軽に通報できるため、若い年代を中心に多くの方から情報が寄せられました。
(20～30歳代の通報は全通報の約半数(47%))



○本人以外からの通報もできるため、高齢の被害者の場合には、周囲の家族や知人からの通報が寄せられました。
(70～80歳代以上は本人からではなく本人以外からの通報です。)



平成28年度の通報者年代別内訳（全通報325件）

通報者	年代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上	不明	合計
	本人(A)	45	82	65	47	19	0	0	15	273
本人以外(B)	17	9	5	5	3	3	8	2	52	
計(C=A+B)	62	91	70	52	22	3	8	17	325	
割合		19%	28%	22%	16%	7%	1%	2%	5%	100%
		47%								

—消費者の方へ—

- スマートフォンからでも手軽に通報できます。相談窓口にご相談するほどではないが困った経験をしたという場合、ぜひ情報をお寄せください。あなたの通報が、悪質事業者の処分や指導、類似被害の防止に役立ちます。
- ご自身だけでなく、同居の親族など身近な人の被害情報についても、通報をお願いします。
- 「契約したが解約したい」などの相談は、最寄りの消費生活センターにご連絡ください。

☎東京都消費生活総合センター 03-3235-1155

悪質事業者通報サイト東京

検索

【問合せ先】

生活文化局消費生活部取引指導課
電話 03-5388-3074 (直通)

○年代別の多く寄せられた通報内容例

年 代	傾 向
20歳代	①SNS等により呼び出され、簡単に儲かると持ちかけられて契約した情報商材に関する件について ②投資用不動産の販売に関する職場への執拗な勧誘行為について
30歳代	①投資用不動産の販売に関する職場への執拗な勧誘行為について
40歳代	②通信販売で代金振込後、商品が届かず連絡がつかなくなった件について
50歳代	通信販売で代金振込後、商品が届かず連絡がつかなくなった件について
60歳代	
70歳代	価値のない山林を買い取りますといった原野商法に関する件について
80歳代以上	

○販売形態通報件数TOP3

順位	販売形態	特 徴
1位	通信販売	139件（通報全体の42.8%）寄せられました。 特に、インターネットの通販サイトで商品を購入し、代金を支払ったが、商品が届かない、また連絡をとろうとしても連絡がとれないなどの通報が多く寄せられました。
2位	電話勧誘販売	64件（通報全体の19.7%）寄せられました。 特に、投資用不動産の販売に関する職場への執拗な勧誘行為等が多く寄せられました。
3位	訪問販売	54件（通報全体の16.6%）寄せられました。 特に、原野や投資用不動産の訪問販売について、不動産情報のウソを告げられたことや、執拗な勧誘行為等について寄せられました。

○通報を受けて都が処分、指導及び情報提供を行った事例

<p>《指導事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・儲かるといってUSBメモリの情報商材を大学生に売りつけ、また、学生なのに会社員と偽って口座開設の申込書を記入させる。⇒事業者に改善指導 ・頻繁に不動産勧誘の電話がある。以後電話しないよう断っても何度もかけてくる。業務妨害なので、指導してほしい。（同様の通報多数）⇒事業者に改善指導
<p>《情報提供事例》</p> <p>大手事業者名をかたる架空請求について、対応してほしい。 ⇒平成28年12月、平成29年2月東京暮らしWEBで情報提供</p>
<p>《処分事例》</p> <p>長時間にわたり、しつこく勧誘行為を行う事業者について、法的に問題があると思う。 ⇒業務停止処分</p>